

策定年月	平成 5 年 1 1 月
変更月日	平成 1 3 年 2 月 平成 1 7 年 1 2 月 平成 2 2 年 3 月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針

平成 2 2 年 3 月

福 島 県

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	福島県の位置、気候及び農業の現状	1
2	農業構造の変化	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
4	地方別の基本的な方向	3
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	6
1	地方別経営類型	7
2	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	16
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	19
第4	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	20
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	20
2	県の区域を実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項	21
3	農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項	22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 福島県の位置、気候及び農業の現状

福島県は、東北地方の最南端に位置し、全国第3位の広大な県土を有しており、県内は中通り、会津及び浜通りの3地方に分けられ、積雪地帯から冬季温暖地域まで変化に富んだ豊かな自然条件のもと、多様な農業経営が展開されている。

このように本県は、気象、地勢等の自然条件及び人口、産業構造等の社会経済的条件を異にする多くの特性をもった地域によって構成されており、冬季温暖で日照時間の豊かな浜通り地方にあっては、野菜や花き等の施設型農業を確立し、中通りや会津の広大な農地を有する盆地や平坦地域にあっては、土地利用型作物を中心に野菜や花き等を配した複合型農業を展開して、適地適作による主産地形成と地域農業の複合化を一体的に推進し、収益性の高い農業経営を確立している。また、耕地面積の約3割を占める中山間地域においては、冷涼な気候や昼夜の温度較差といった平坦地では得ることのできない貴重な特性を巧みに活用した多様な農業生産を推進するとともに高付加価値型農業を促進している。

農業生産振興の基礎となる土地基盤については、それぞれの地域、土地条件等に応じた整備を行い、高性能農業機械の導入等によって農業生産性の向上を図ることとしている。

2 農業構造の変化

農業センサスに基づく本県の総農家数、農業の中心的な役割を担っている主業農家数及び準主業農家数は、いずれも年々減少しており、また、副業的農家数は平成14年までは増加していたものの近年は減少傾向で推移している。

農業就業人口も減少しているが、年齢構成的には、65歳以上の割合が過半を占めているように、年々高齢化が進行している。

一方、本県農業の中心的な担い手である認定農業者は、平成6年度に認定開始以降着実に増加しているが、近年の増加率は低くなってきている。また、将来の農業を担う新規就農者は、過去4年間100名を超えて推移しており、近年においては増加傾向にある。

経営耕地面積を見ると、近年は0.5ha未満及び5.0ha以上の階層が増加傾向にあり、2極分化が進展してきていることがうかがわれる。

反面、中山間地域を中心に、兼業化、高齢化や農業後継者の不在等により遊休農地が増加しており、効率的な農用地の利用の面での障害となるなど問題が顕在化してきている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような情勢の中で、農業を本県の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要であるため、おおむね10年後の育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その実現に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ集中的に

講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

また、当面効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難な地域等においては、地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手を明確化して推進することとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり450万円以上、1個別経営体当たり670万円以上）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(2) 担い手育成の考え方

効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域農業の発展を図るため、地域の状況に応じた集落営農（ ）を推進することにより、地域の合意のもとに明確化された担い手を育成する。

個別の担い手については、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）の育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な地域においては、農業者による受託組織や農協等によるサービス事業体などの育成を進める。

さらに、農作業受託組織については、共同販売経理や法人化を推進し、農用地の維持管理方法等について、集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

集落営農：1～数集落を単位として、効率的な農業生産活動に必要な人・農用地・機械施設等の利活用について、地域の合意のもとに集落ビジョンを策定し実践活動を実施すること。
なお、地域の実態により担い手の形態や活動内容は多様である。

(3) 目標達成のための推進方向

これら目標を達成するため、地域における話し合いを基本としながら、以下の施策を推進することとする。

ア 地域の実情に応じて、農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業を積極的に活用し、利用権の設定、農作業受委託等を進め、農用地の利用集積により経営の規模拡大を促進する。

また、農地利用集積円滑化事業については、市町村段階における農地利用集積円滑化団体の設立を促進し、県段階の農地保有合理化法人との連携による事業の推進を図る。

イ ほ場整備事業実施地区等における土地利用型農業経営の育成については、水稻の規模拡大による経営の合理化を進めるとともに、麦、大豆、飼料作物等を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

ウ 集約的農業経営の展開を図るため、地域の条件に応じて、果樹、野菜、花き、菌茸及び工芸作物等の収益性の高い作物の導入及びその産地形成を推進する。

エ 畜産については、経営規模の拡大、協業化の推進、自給飼料生産の拡大、優良家畜の導入による高品質化、家畜ふん尿のリサイクルの実施等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

オ ほ場の大区画化を推進するとともに、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の利用集積を図り生産性の向上に努める。

カ 新規就農の受け皿の確保、農村社会の活性化、経営の円滑な継承及び経営管理能力の向上等を促進するため、認定農業者の中で、企業の経営管理の実施や就業条件の整備等により経営と家計の分離が図られた経営体については、経営の法人化を推進する。

キ 生産組織については、構成員の経営の実態や意向に応じて、各個別経営体あるいは生産組織として経営の効率化を図り、法人化への誘導を進める。

ク 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者、土地持ち非農家等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう連携協力していくことを通じて、豊かな地域社会の発展を図る。

ケ 本県の農業就業人口の約6割を占める女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

4 地方別の基本的な方向

(1) 県北地方

福島市や伊達市の一部市街地近郊地帯は、果樹、野菜、花き等を主体とした多品目生産かつ資本集約的な都市型農業の確立を、また、平坦農村部では、果樹、野菜、水稻及び畜産を基幹とした生産性の高い複合経営の確立を目指す。特に、先進的な産地として既に定着しているもも、りんご、なしなどの果樹は、需要動向に即応した新品種への更新等総合的な体質強化を図り、全国に誇れる果樹産地づくりを進める。

阿武隈山系を中心とした中山間地域については、豊かな草地資源など有利な立地条件を生かした畜産、地域特性を生かした野菜、特産物及び菌茸等の振興を図る。

地域農業の担い手については、集落営農を推進するとともに、地域の実態に応じ、個別または組織経営体の育成を図る。

また、農地の有効利用を図るため、担い手への農地の利用集積を促進する。

(2) 県中地方

平坦地や中山間地域といった地域の実情に即した個別経営体、大規模稲作経営体等の担い手の育成を図るとともに、担い手への農地の利用集積等の農地の有効利用を促し、地域資源の活用と環境と共生する農業の実践に努め、地域農業の生産力を高める集落営農や効率的かつ安定的な農業経営を促進する。

具体的には、

阿武隈川を中心とする平坦地においては、担い手への農地の利用集積の促進と農作業受託組織の育成により、担い手を核とした売れる米づくりや低コストで効率的な水田農業を確立する。また、野菜、果樹、花き等の園芸作物の振興と施設化推進により、力強い複合経営を育成する。

東部の阿武隈山系地域では、葉たばこ等の基幹作物を軸とした複合経営を推進するとともに、夏季冷涼な気候を利用した野菜・花きや畜産の振興を図る。

西部の山間地域及び猪苗代湖周辺では、高冷地の特性を活かした土地利用型野菜などによる農業経営の安定を図る。

また、地域の中で農産物直売や農産加工・販売等の活動が活発化してきているので、これらの活動を通して多様な農家経営の展開を図る。

(3) 県南地方

標高差等の自然条件と首都圏に近接する立地条件を生かして、これまで中心的役割を担ってきた稲作及び畜産を基盤に置きつつ、野菜・果樹及び花きの園芸作物をはじめ、こんにゃくなどの地域特産物の生産振興を通して、効率的かつ安定的な経営体を育成し、地域農業生産の太宗を担う生産構造の確立を図る。併せて、家族経営協定等を契機に、女性や後継者等の積極的な経営参画を促進する。

また、耕畜連携による環境と調和した持続性の高い農業を推進しながら農業生産の柱となるべき野菜や花きの産地の育成に努め、多品目周年供給産地の確立や農産物のブランド化等を進める。

さらに、市町村段階で設立される農地利用集積円滑化団体の機能を生かしながら、地域における農地の有効利用や集積をすすめる、集落営農等の機能を充実し地域農業を担う経営体の育成を図る。

(4) 会津地方

認定農業者等の意欲のある担い手の育成・確保を図るとともに、水稻を中心とした土地利用型作物や園芸作物等との組み合わせにより、個別経営体、大規模稲作経営体等を育成し、地域農業の構造改革を推進する。

担い手が不足している地域については、集落営農を進め組織の育成、法人化を目指し農家の所得向上を図る。

典型的な内陸型気候である平坦地域においては、基幹作物の水稲と大豆、麦、そば、アスパラ等の野菜、果樹及び花き等の園芸作物並びに畜産との組合せにより、安定した複合経営を確立する。特に水稲については、担い手への農地の利用集積の促進と生産の組織化や直播栽培、カントリーエレベーター等共同利用施設の一層の利用により、低コスト生産と規模拡大を推進する。

中山間地域については、担い手への農地の利用集積等を通じた水稲生産の効率化と冷涼な気候を活用した野菜、花き等の産地の維持・発展を図るとともに、新たな特産品等の産地づくりを進める。

また、有機・特別栽培、エコファーマー等環境と共生する農業を推進し、自然循環機能の維持・増進に努めることにより、環境保全型農業の定着と産地のブランド化を進める。

(5) 南会津地方

就農者の高齢化が急速に進み担い手不足が進行しているため、集落を単位とした集落営農の確立を加速的に進めるとともに、豊かな自然環境と首都圏に近接する立地条件を生かした環境と共生する農業を推進する。

また、農地の有効利用を図るため、担い手への農地の利用集積を促進する。

特に、水稲についてはライスセンター等を核とした生産組織を育成し、経営の規模拡大と機械及び施設の効率的な利用による低コスト生産に努め、また、トマト、アスパラガス、りんどう等を中心とした野菜、花き等の園芸作物産地の育成を重点的に取り組むこととする。

(6) 相双地方

認定農業者等の意欲ある担い手の育成・確保とこれら担い手が中心的役割を担う集落営農の確立、土地利用型作物としての大豆、飼料作物の拡大、耕畜連携による有機・特別栽培農産物生産等の環境と調和した持続性の高い農業を推進する。

また、農地の有効利用を図るため、担い手への農地の利用集積を促進する。

浜通りの平坦部では、土地利用型野菜の面積拡大や冬季温暖・多日照等の特徴を生かした施設型農業の展開を促進するとともに、有機・特別栽培等の野菜産地を育成する。また、果樹の品種の更新と樹種複合経営を推進し、産地の維持、拡大を図る。

阿武隈高地の山間部においては、夏季冷涼な気候条件を生かした野菜や花きの産地化、新たな特産品開発や加工等を取り入れた高付加価値型農業の推進、地域資源を活用した畜産経営の規模拡大と生産性の向上を図る。

(7) いわき地方

年間を通じ温暖で多日照の気象条件を生かした施設園芸の振興により、野菜及び花きを基幹とした複合経営の育成を図る。

都市近郊産地では、新たな需要開拓と先進的な技術を駆使した野菜等の産地育成を図り、中山間地域においては、気象条件を生かした野菜、花き等の園芸作物、畜産の振興を図る。

地域農業の担い手については、集落営農を推進するとともに、地域の実態に応じ、個別または組織経営体の育成を図る。

また、農地の有効利用を図るため、担い手への農地の利用集積を促進する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営指標として、福島県農業・農村振興計画及び現在本県で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な経営類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標について、これを示すと次のとおりである。

- 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る各経営類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、標準的な家族農業経営を想定して主たる従事者1人、家族補助従事者1～2人を基本とした。
- 2 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)で3世帯の協業組織とし、主たる従事者6人を基本とした。
- 3 「集落営農型」は、集落営農を推進している地域において、「組織経営体」が担い手として位置付けられている経営を想定した。
なお、「集落営農型」と「組織経営体」を特に区別していない地方においては、「組織経営体・集落営農」と明記した。
- 4 経営類型での「単一経営」とは、農産物販売金額第1位部門の販売金額が農産物総販売額の80%以上を占めるもので、その他は「複合経営」とした。
- 5 経営類型は、「福島県農業経営(生活)計画策定指標(平成12年12月福島県農林水産部農業経営指導課作成)」等を基礎に平成17年度現在の各地域の現状を踏まえ策定した。

1 地方別経営類型

地方名	県 北
-----	-----

NO	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 2,000 a 大豆 1,500 a	水稲:コシヒカリ10ha ひとめぼれ10ha (担い手4名で構成)
2	水稲 (組織経営体)	水稲(移植) 4,000 a 水稲(湛水直播) 2,000 a 大豆 1,000 a	水稲(直播):栽培用機械は20ha規模 大豆:専用機械は15haでの共同利用
3	水稲	水稲(移植) 500 a 水稲(湛水直播) 100 a 水稲(作業受託) 2,000 a 大豆 500 a	水稲(直播):栽培用機械は20ha規模 大豆:専用機械は15haでの共同利用
4	野菜+果樹	イチゴ(促成) 30 a リンゴ(ふじ) 30 a	リンゴ:コンフューザー利用防除体系
5	野菜+水稲	キュウリ(夏秋) 30 a キュウリ(トンネル) 20 a 水稲(移植) 400 a	キュウリ:4月下旬定植、共同選果 水稲:RC利用
6	野菜+水稲	ミニトマト 20 a イチゴ(促成) 10 a 水稲(移植) 1,000 a	ミニトマト:雨よけ2月は種 水稲:RC利用
7	野菜+果樹	キュウリ(トンネル) 20 a キュウリ(露地6月まき) 20 a サヤエンドウ(秋まき) 10 a カキ(蜂屋他/アンボ) 140 a	
8	果樹	リンゴ(陽光・わい化) 30 a リンゴ(ふじ) 80 a モモ(あかつき) 70 a	リンゴ:コンフューザー利用防除体系 モモ:コンフューザー利用防除体系
9	果樹	モモ(暁星) 35 a モモ(あかつき) 50 a モモ(川中島白桃) 50 a オウトウ(佐藤錦) 20 a	モモ:コンフューザー利用防除体系 オウトウ:雨よけ
10	果樹	ブドウ(ピオーネ) 30 a モモ(暁星) 30 a モモ(あかつき) 30 a カキ(蜂屋他/アンボ) 80 a	モモ:コンフューザー利用防除体系
11	果樹	オウトウ(佐藤錦) 30 a モモ(あかつき) 40 a リンゴ(ふじ) 50 a	オウトウ:雨よけ モモ:コンフューザー利用防除体系 リンゴ:コンフューザー利用防除体系
12	果樹+野菜	モモ(暁星) 30 a モモ(あかつき) 40 a モモ(川中島白桃) 45 a イチゴ(促成) 20 a	モモ:コンフューザー利用防除体系
13	果樹+野菜	モモ(暁星) 20 a モモ(あかつき) 40 a カキ(蜂屋他/アンボ) 110 a ニラ(秋冬) 20 a	モモ:コンフューザー利用防除体系
14	果樹+野菜+水稲	ナシ(幸水) 100 a キュウリ(夏秋) 20 a キュウリ(トンネル) 20 a 水稲(作業委託) 200 a	ナシ:SS共同利用、共同選果 キュウリ:4月下旬は種、共同選果 水稲:RC利用
15	花き+花木	コギク(半促成・施設) 15 a コギク(露地) 70 a コギク(電照) 5 a 枝もの 70 a	
16	花き	スプレーギク 90 a	スプレーギク:周年栽培
17	葉たばこ+水稲	葉たばこ(バーレー種) 150 a 水稲(移植) 750 a	葉たばこ:普通栽培 水稲:個人による移植栽培
18	養蚕+野菜+水稲	養蚕(7回飼育) 400 a タラの芽 300 a 水稲(移植) 500 a	タラの芽:ふかし栽培
19	酪農	酪農 40 頭 牧草 880 a トウモロコシ 80 a	酪農:ストール方式、自給率60% 牧草:自給飼料 トウモロコシ:自給飼料

NO	経営類型	経営規模	生産方式
20	肉用牛	肉用牛(和牛肥育) 110 頭	肉用牛:和牛肥育、黒毛和種去勢肥育
21	肉用牛 + 水稲	肉用牛(和牛肥育) 90 頭 水稲(移植) 400 a	肉用牛:和牛肥育、黒毛和種去勢肥育 水稲:個別乾燥
22	肉用牛 + 水稲	肉用牛(和牛繁殖) 20 頭 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 1,400 a	肉用牛:和牛繁殖、黒毛和種の子牛販売 水稲:RC利用

地方名	県 中
-----	-----

NO	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲 (組織経営体・集落営農)	水稲(移植) 1,500 a 水稲(直播) 1,500 a 水稲(作業受託) 3,000 a 大豆 2,000 a そば 500 a	水稲:法人、任意生産組織、一部直播 大豆:法人、任意生産組織
2	水稲	水稲(移植) 1,000 a 水稲(作業受託) 1,500 a 大豆 500 a	
3	野菜 + 水稲	水稲(移植) 500 a 水稲(作業受託) 1,000 a トマト(雨よけ) 30 a	トマト:4月上旬播種、購入苗、共同選果
4	野菜 + 水稲	イチゴ(促成) 30 a 水稲(移植) 700 a	イチゴ:ポット育苗
5	野菜 + 水稲	キュウリ(半促成) 30 a キュウリ(抑制) 30 a キュウリ(露地) 20 a 水稲(移植) 200 a	キュウリ:4月まき、共選 水稲:RC利用
6	野菜 + 水稲	ニラ(秋冬) 30 a キュウリ(夏秋) 30 a 水稲(移植) 700 a	キュウリ:防虫ネット栽培、共同選果
7	野菜 + 水稲 (中山間)	水稲(移植) 500 a トマト(雨よけ) 30 a ミズナ 20 a	トマト:共同育苗、共同選果 ミズナ:トマトの前作、後作
8	果樹	ナシ(幸水) 80 a ナシ(豊水) 80 a ナシ(涼豊など) 40 a	ナシ:コンフューザー利用防除体系
9	果樹 + 水稲	リンゴ 200 a モモ 50 a 水稲(移植) 200 a	リンゴ:コンフューザー利用防除体系 モモ:コンフューザー利用防除体系 水稲:RC利用
10	果樹 + 水稲	ナシ 200 a リンゴ 50 a 水稲(移植) 200 a	ナシ:コンフューザー利用防除体系 リンゴ:コンフューザー利用防除体系 水稲:RC利用
11	花き + 水稲 (中山間)	水稲(移植) 500 a リンドウ 80 a	
12	花き + 水稲	シンテッポウユリ 40 a ユキヤナギ 80 a 水稲(移植) 200 a	水稲:RC利用
13	酪農	酪農 100 頭	酪農:フリーストール
14	肉用牛	肉用牛 100 頭	肉用牛:舎飼方式、不断給餌
15	酪農 + 水稲	酪農 35 頭 水稲(移植) 700 a	酪農:つなぎ飼い
16	水稲 + 野菜 + 肉用牛 (中山間)	水稲(移植) 600 a ピーマン(露地) 20 a 肉用牛(繁殖) 20 頭	ピーマン:共同育苗、共同選果 肉用牛:自給飼料生産
17	水稲 + 葉たばこ + 肉用牛 (中山間)	水稲(移植) 200 a 葉たばこ 150 a 肉用牛(繁殖) 20 頭	水稲:RC利用 葉たばこ:共同育苗 肉用牛:自給飼料生産
18	菌茸 (中山間)	シイタケ(菌床) 60,000 菌床	
19	葉たばこ + 水稲 (中山間)	水稲(移植) 200 a 葉たばこ 200 a	葉たばこ:共同育苗

地方名	県 南
-----	-----

NO	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲 (組織経営体・集落営農)	水稲(移植) 1,800 a 水稲(直播) 800 a 水稲(作業受託) 5,000 a 大豆 1,400 a	
2	水稲	水稲(移植) 600 a 水稲(直播) 200 a 水稲(作業受託) 2,000 a 大豆 400 a	
3	野菜 + 水稲	トマト(雨よけ3月まき) 40 a ブロッコリー(春まき) 50 a ブロッコリー(秋まき) 50 a 水稲(移植) 150 a	トマト:共同育苗、共選 ブロッコリー:共同育苗
4	野菜 + 水稲	イチゴ(促成) 30 a 水稲(移植) 150 a	イチゴ:ポット育苗
5	野菜 + 水稲	キュウリ(露地) 30 a ブロッコリー(春まき) 120 a ブロッコリー(秋まき) 120 a 水稲(移植) 300 a	ブロッコリー:共同育苗
6	コンニャク + 加工トマト	コンニャク(あかぎおおだま) 300 a 加工トマト 300 a 水稲(移植) 300 a 水稲(作業受託) 200 a	
7	野菜 + 水稲	トマト(雨よけ3月まき) 40 a レタス(露地) 50 a レタス(ハウス) 40 a 水稲(移植) 150 a	トマト:共同育苗、共選 レタス(ハウス):トマトの後作
8	果樹	ナシ(幸水) 50 a ナシ(豊水) 50 a リンゴ(ふじ) 100 a	
9	花き	シクラメン(秋冬出荷) 40 a 花壇苗 30 a その他鉢花 30 a	
10	酪農	酪農 60 頭	酪農:ストール方式
11	肉用牛	肉用牛(肥育) 200 頭	肉用牛:黒毛和種去勢肥育
12	肉用牛 + 水稲	肉用牛(繁殖) 40 頭 水稲(移植) 400 a 水稲(作業受託) 600	肉用牛:黒毛和種

地方名	会 津
-----	-----

NO	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲 (集落営農型)	水稲(湛水直播) 2,500 a 大豆 1,000 a そば 1,000 a	
2	水稲 (組織経営体)	水稲(移植) 1,500 a 水稲(湛水直播) 1,500 a 大豆 500 a	大豆:収穫は委託
3	水稲 (組織経営体)	水稲(移植) 1,000 a 水稲(湛水直播) 2,000 a 小麦 1,000 a	小麦:ドリル播種
4	水稲	水稲(移植) 550 a 水稲(湛水直播) 600 a 大豆 200 a	大豆:播種機、管理機は借用、収穫調整は委託
5	水稲	水稲(移植) 550 a 水稲(湛水直播) 600 a そば 200 a	そば:収穫調整は委託
6	水稲	水稲(移植) 500 a 水稲(湛水直播) 500 a 水稲(作業受託) 200 a 大豆 200 a	作業受託:作業全面受託 大豆:播種機、管理機は借用、収穫調整は委託
7	水稲	水稲(移植) 500 a 水稲(湛水直播) 500 a 水稲(作業受託) 200 a そば 200 a	作業受託:作業全面受託 そば:収穫調整は委託
8	水稲	水稲(移植) 800 a 水稲(作業受託) 500 a 小麦 200 a	作業受託:作業全面受託 小麦:収穫調整は委託
9	野菜 + 水稲	トマト(夏秋) 40 a 水稲(湛水直播) 500 a	トマト:雨よけ2月まき
10	野菜 + 水稲	アスパラガス(露地) 50 a アスパラガス(施設) 50 a 水稲(湛水直播) 200 a	アスパラガス:露地二期取り50a、ハウス二期取り50a
11	野菜 + 水稲	キュウリ(施設) 30 a キュウリ(露地) 20 a 水稲委託 400 a	キュウリ:ハウス3月まき30a、露地4月まき20a
12	野菜 + 水稲	イチゴ(促成) 30 a 水稲(湛水直播) 500 a	イチゴ:ポット育苗
13	果樹	オウトウ(雨よけ) 30 a モモ(あかつき) 50 a リンゴ(ふじ) 70 a	オウトウ:雨よけ栽培 佐藤錦 モモ:品種 あかつき リンゴ:わい化栽培 ふじ
14	果樹 + 水稲	カキ(会津身不知) 100 a リンゴ(ふじ) 100 a 水稲(移植) 300 a	リンゴ:わい化栽培 ふじ
15	花き + 水稲	トルコギキョウ(半促成) 20 a トルコギキョウ(秋切り) 20 a ストック(年内切り) 20 a 水稲(湛水直播) 400 a	トルコギキョウ:半促成20a 秋切り20a ストック:年内切り
16	花き + 水稲	キク(露地) 30 a キク(電照抑制) 30 a 水稲(湛水直播) 400 a	キク:露地30a、電照抑制30a
17	花き + 水稲	宿根カスミソウ 130 a 水稲委託 200 a	宿根カスミソウ:3~4月定植20a、6~8月定植80a 据え置き30a 施設は2分の1償却済み
18	酪農	酪農(ストール) 70 頭	酪農:経産牛50頭、牛舎はストール方式
19	肉用牛 + 水稲	肉用牛(肥育) 60 頭 水稲(湛水直播) 700 a	肉用牛:常時飼育頭数60頭、年間35頭出荷

地方名	南会津
-----	-----

NO	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 2,000 a 大豆 1,000 a	水稲:ひとめぼれ70%、あきたこまち30%作付、エコ ファーマーによる栽培
2	野菜 + 水稲	トマト(雨よけ4月まき) 80 a 水稲(直播) 400 a	トマト:共同育苗、共同選果、防虫ネット使用、常雇、自動 灌水同時施肥システム、エコファーマーによる栽培
3	野菜 + 水稲	アスパラガス(ハウス二期どり) 50 a アスパラガス(露地二期どり) 50 a 水稲(移植) 400 a	アスパラガスハウス二期どり:パイプハウス、自動灌水同時施肥シ ステム 水稲:エコファーマーによる栽培
4	花き + 水稲	リンドウ(露地) 80 a リンドウ(半促成) 10 a 水稲(移植) 400 a	リンドウ露地:10a株養成 リンドウ半促成:パイプハウス栽培 水稲:エコファーマーによる栽培
5	花き + 水稲	宿根カスミソウ(6-8月定植) 70 a 宿根カスミソウ(据置株) 30 a 水稲(移植) 400 a	宿根カスミソウ:新植70a、据え置き30a、雨除け 水稲:エコファーマーによる栽培

地方名	相 双
-----	-----

NO	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 2,000 a 水稲(直播) 1,000 a 大豆 2,000 a	
2	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 1,500 a 水稲(直播) 1,000 a 小麦 1,500 a	
3	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 2,000 a 水稲(直播) 1,000 a 麦 1,000 a 大豆 1,000 a	
4	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 1,000 a 水稲(直播) 500 a 大豆 1,000 a	
5	水稲	水稲(移植) 800 a 水稲(直播) 400 a 大豆 600 a	水稲:RC利用、直播機共同利用
6	水稲	水稲(移植) 800 a 水稲(直播) 400 a 小麦 600 a	水稲:RC利用、直播機共同利用
7	水稲	水稲(移植) 700 a 水稲(直播) 350 a 麦 400 a 大豆 400 a	水稲:RC利用、直播機共同利用
8	野菜+水稲	ニラ(秋冬) 50 a 水稲(移植) 500 a 水稲(作業受託) 300 a	
9	野菜+水稲	ミニトマト 30 a シュンギク 30 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	
10	野菜+水稲	ハウレンソウ(周年) 40 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	
11	野菜+水稲	カボチャ 150 a ブロッコリー 150 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	
12	野菜+水稲	トマト(雨よけ2月まき) 30 a シュンギク 30 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 600 a	
13	野菜+水稲	シュンギク 30 a キュウリ(露地4月まき) 20 a 水稲(移植) 500 a	
14	野菜+水稲	ネギ(秋冬) 100 a 水稲(移植) 500 a 水稲(作業受託) 300 a	
15	野菜+肉用牛+水稲 (中山間)	ミニトマト 20 a 肉用牛(繁殖) 20 頭 水稲(移植) 500 a	
16	野菜+水稲	イチゴ(促成) 30 a 水稲(作業委託) 200 a	イチゴ:ポット育苗
17	野菜+肉用牛+水稲 (中山間)	ハウレンソウ 50 a 肉用牛(繁殖) 20 頭 水稲(移植) 500 a	
18	野菜	キュウリ(半促成) 25 a キュウリ(抑制) 25 a キュウリ(夏秋) 20 a 水稲(作業委託) 200 a	
19	野菜+水稲	ダイコン(秋冬) 300 a ウド(半緑化) 200 a 水稲(移植) 400 a	ダイコン:洗浄選果機利用

NO	経営類型	経営規模	生産方式
20	野菜 + 肉用牛 + 水稲 (中山間)	キュウリ(夏秋雨よけ) 20 a 肉用牛(繁殖) 20 頭 水稲(移植) 500 a	
21	野菜 + 水稲	バレイショ 500 a ブロッコリー(春まき) 100 a ブロッコリー(夏まき) 100 a 水稲(移植) 500 a	バレイショ:機械収穫
22	果樹	ナシ(幸水) 60 a ナシ(豊水) 100 a ナシ(新高) 40 a	ナシ:共同選果
23	果樹	ナシ(幸水) 30 a ナシ(豊水) 100 a ナシ(新高) 40 a キウイ(ハイワード) 30 a	ナシ:共同選果
24	花き + 水稲	コギク(露地) 50 a トルコギキョウ(半促成) 20 a トルコギキョウ(抑制) 10 a 水稲(移植) 200 a	
25	花き + 肉用牛 + 野菜	トルコギキョウ(抑制) 40 a 肉用牛(繁殖) 20 頭 ホウレンソウ 10 a	
26	花き	花壇苗(3回転) 20 a	
27	花き + 水稲	リンドウ(露地) 80 a リンドウ(半促成) 10 a 水稲 200 a 水稲(作業受託) 300 a	
28	酪農	酪農 100 頭	酪農:フリーストール方式
29	酪農	酪農 60 頭	酪農:つなぎ飼い
30	肉用牛 + 水稲	肉用牛(肥育) 100 頭 水稲(移植) 500 a	
31	肉用牛 + 水稲	肉用牛(繁殖) 40 頭 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 800 a	
32	養豚	養豚 100 頭	養豚:一貫経営
33	葉たばこ + 水稲 + 肉用牛	葉たばこ 200 a 水稲(移植) 250 a 肉用牛(繁殖) 20 頭	
34	菌茸 + 水稲	シイタケ(菌床) 35,000 袋 水稲(移植) 250 a	シイタケ:菌床・分業生産
35	野菜	トマト(養液栽培) 200 a	トマト:年2作体系

地方名	いわき
-----	-----

NO	経営類型	経営規模	生産方式
1	水稲 (集落営農型)	水稲(移植) 500 a 水稲(湛水直播) 500 a 大豆 500 a 水稲(作業受託) 1,500 a	水稲:育苗センター利用、直播機共同利用 大豆:関連機械共同利用 作業受託:3作業、CE利用
2	水稲 (組織経営体)	水稲(移植) 3,000 a 水稲(湛水直播) 3,000 a 大豆 2,000 a	水稲:育苗センター利用 直播機共同利用 大豆:関連機械共同利用
3	水稲 (組織経営体) (中山間)	水稲(移植) 3,000 頭 水稲(湛水直播) 3,000 a そば 2,000 a	水稲:育苗センター利用 直播機共同利用 そば:関連機械共同利用
4	水稲 (組織経営体)	水稲(移植) 1,500 a 水稲(作業受託) 2,000 a 大豆 1,500 a	水稲:育苗センター利用 作業受託:3作業 大豆:関連機械共同利用
5	水稲 (組織経営体)	水稲(移植) 1,000 a 水稲(湛水直播) 1,000 a 大豆 1,000 a 水稲(作業受託) 2,000 a	水稲:育苗センター利用、直播機共同利用 大豆:関連機械共同利用 作業受託:3作業、CE利用
6	水稲 (組織経営体) (中山間)	水稲(移植) 1,000 a 水稲(湛水直播) 1,000 a そば 1,000 a 水稲(作業受託) 2,000 a	水稲:RC利用、直播機共同利用 そば:関連機械共同利用 作業受託:3作業
7	野菜 (組織経営体) (平坦部)	トマト 1,000 a	トマト:水耕栽培、9~7月収穫
8	野菜 (組織経営体)	イチゴ 100 a	イチゴ:促成栽培、高設栽培
9	水稲	水稲(移植) 300 a 水稲(湛水直播) 300 a 大豆 400 a 水稲(作業受託) 500 a	水稲直播:直播機共同利用 大豆:関連機械共同利用 作業受託:3作業
10	水稲	水稲(移植) 1,500 a 大豆 500 a 水稲(作業受託) 1,000 a	水稲:育苗センター利用 大豆:関連機械共同利用 作業受託:3作業、CE利用
11	野菜 + 水稲	トマト 30 a 水稲 500 a	トマト:購入苗、共同選果 水稲:育苗センター利用、RC利用
12	野菜 + 水稲	ネギ 150 a 水稲(移植) 500 a 水稲(作業受託) 500 a	ネギ:ポット苗利用、定植機利用 作業受託:3作業
13	野菜 + 水稲	イチゴ 30 a 水稲(移植) 500 a	イチゴ:促成栽培、 水稲:育苗センター、CE利用
14	果樹 + 水稲	ナシ(幸水) 60 a ナシ(豊水) 40 a ナシ(新高) 10 a 水稲(移植) 200 a	ナシ:共同選果場利用 水稲:育苗センター利用
15	花き + 水稲	キク(露地) 40 a 水稲(移植) 200 a 水稲(作業受託) 300 a	キク:輪キク、小ギク 8,9月出し 水稲:育苗センター利用、CE利用
16	花き	鉢物 50 a	鉢物:シクラメン9~12月出し 他周年出荷多品目
17	酪農 + 水稲	酪農 40 頭 水稲(移植) 100 a	酪農:つなぎ飼い 水稲:育苗センター利用
18	肉用牛 + 水稲	肉用牛(肥育) 200 頭 水稲(移植) 600 a	肉用牛:追い込み式 水稲:育苗センター利用
19	肉用牛 + 水稲	肉用牛(繁殖) 40 頭 水稲(移植) 300 a	肉用牛:セルフロックスタンション 水稲:育苗センター利用

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	<p>(1) 指標達成のための技術等</p> <p>ア 水稲</p> <p>(ア) 直播栽培の導入により、他作物との労働力競合の回避と水稲作業期間の拡大を図る。</p> <p>(イ) 複数品種の組合せ等により、適作業期間を確保し規模拡大を図るとともに、多様なニーズに対応できる生産体制を確立する。</p> <p>(ウ) 生産コストの低減を図るため、作業・機械の共同化及び作業受委託を推進するとともに、カントリーエレベーターやライスセンターの利用を積極的に推進する。</p> <p>イ 麦・大豆</p> <p>(ア) 実需者が求める品質を一定量確保するため、団地化及び機械化を推進する。</p> <p>(イ) 水田作では、安定した収量・品質を確保するため、土づくりと排水対策を実施する。</p> <p>ウ 野菜</p> <p>(ア) 育苗及び収穫・調製作業の分業化や外注化を進める。</p> <p>(イ) 省力、高品質安定生産及び出荷時期拡大のため、施設化や温度、灌水、施肥、防除作業等の機械・設備の導入による管理作業の自動化を進める</p> <p>(ウ) 土地利用型野菜では、移植、防除、収穫運搬作業等の機械化により、省力化と規模拡大を図る。</p> <p>エ 果樹</p> <p>(ア) おうとう及びぶどうの大粒種については、施設化の拡大を進める。</p> <p>(イ) もも、りんご、なしでは、殺虫剤の削減を図るため、性フェロモン剤の利用を進め、環境にやさしい農業を確立する。</p> <p>(ウ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、樹種により低樹高栽培、摘果剤利用、人工授粉のための受粉機やみつばち、マメコバチ等の導入を進める。</p> <p>(エ) 労働力不足を解消するため、雇用の確保を図るとともに労働力調整システムを活用する。</p> <p>オ 花き</p> <p>(ア) 収穫・調製作業の労力が集中しないように、作型の分化を図る。</p> <p>(イ) 育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上等によって生産性の向上を図る</p> <p>(ウ) 定植・防除・出荷調製作業の機械化を進めるとともに、省</p>
------	---

生産方式	<p>力的な品種の導入や肥効調節型肥料等の利用により、省力かつ効率的な作業体系の実現を図る。</p> <p>カ 工芸作物・特産物</p> <p>(ア) 葉たばこは、高架式作業機、コンパクト乾燥室等の導入により作業の省力化を進める。</p> <p>(イ) こんにゃく・おたねにんじん等は、適地適品種の導入と高能率管理機の整備による省力化を図るとともに安定的な複合経営を進める。</p> <p>キ 養蚕</p> <p>(ア) 条桑刈取機の導入による収穫作業の効率化や桑収量の増収を目的とした機械化密植桑園の造成を進め、低コスト化を図る。</p> <p>(イ) 養蚕作業と競合しない複合作物を導入して、安定的な複合経営を図る。</p> <p>ク 畜産</p> <p>(ア) 大規模酪農経営では、フリーストール・ミルクングパーラー方式を導入し、省力化を進める。</p> <p>(イ) 肉用牛は、省力かつ効率的な管理方式の導入等により生産性の向上に努めるとともに、繁殖・肥育一貫経営についても併せて推進する。</p> <p>(ウ) 飼料作物では、土地の利用集積や遊休農地を積極的に活用し、高性能機械の導入による面積拡大、優良品種の栽培及び低生産性草地の計画的な更新等により、飼料自給率の向上を促進する。</p> <p>(エ) ふん尿処理については、良質なたい肥生産に努め、耕種農家との連携により、地域におけるたい肥利用を促進し、有効資源の循環を図る。</p> <p>ケ 菌茸</p> <p>(ア) しいたけの栽培においては、種菌の特性に応じた温湿度管理を行い、発生に安定に努める。</p> <p>(イ) 使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。</p> <p>コ 共通</p> <p>(ア) 複合経営については、作業ピークの解消が図られるよう計画的な作目の組合せを進める。</p> <p>(イ) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした産地育成を進めるとともに、施設化を推進する。また、共同選別及び共同出荷体制をより強化する。</p> <p>(ウ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域循環型農業に努め、環境</p>
------	---

	<p>にやさしい農業を推進する。</p> <p>(2) ほ場の大区画化及び農地の集積</p> <p>ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を図る。</p> <p>イ 土地利用調整活動による農地の集積を図る。</p>
経営管理の方法	<p>(1) 経営体は、経営の分析に基づき、経営改善計画を立て、計画に沿って実践する。</p> <p>(2) 経営体は、経営の合理化を進めるため、簿記記帳により経営と家計との分離を図る。また、青色申告を実施する。</p> <p>(3) 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経営の効率化を図り、熟度の高いものから法人化を進める。</p> <p>(4) 経営体は、合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>(5) 経営体は、経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p> <p>(6) 経営体は、経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。</p> <p>(7) 経営体は、小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう調整を図る。</p>
農業従事の態様	<p>(1) 個別経営体</p> <p>ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定の締結を推進し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>イ 快適な労働環境づくりを図るため、「わが家の農作業チェック」等を実施し、農作業環境の改善に努める。</p> <p>ウ 計画的な作業と臨時雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>エ 酪農経営等では、他産業並みの休日を確保するため、ヘルパー制度の導入を推進する。</p> <p>(2) 組織経営体</p> <p>ア 給料、就業時間、保険制度、休憩室、作業衣等就業条件を整備する。</p> <p>イ 重作業の改善、栽培環境の改善、作業姿勢の改善等作業環境を整備する。</p> <p>ウ 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる農業経営を地域において育成した場合、これら農業経営が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

また、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を図ることが求められている。

このため、県段階の農地保有合理化事業や市町村段階の農地利用集積円滑化事業を活用しながら、効率的かつ安定的な経営体に利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

地 方	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標
県北地方	60%（水田面積の65%）
県中地方	65%（水田面積の70%）
県南地方	60%（水田面積の70%）
会津地方	70%（水田面積の80%）
南会津地方	55%（水田面積の60%）
相双地方	65%（水田面積の70%）
いわき地方	50%（水田面積の60%）
福島県	62%（水田面積の70%）

（注）「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、個別経営体及び組織経営体の地域における農用地利用（所有面積、借入面積及び農作業受託面積（水稲については、耕起・代かき、田植え及び刈り取り・脱穀の基幹3作業以上。）の合計面積。）面積の割合の目標である。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような経営類型ごとの効率的かつ安定的な経営体の育成と、第3で示すこれらの経営体が地域の農用地利用に占める面積の割合の目標の達成を図るためには、それぞれの地域において、平成16年度末の農用地の利用集積面積を次に示す程度に拡大する必要があり、従来にも増して積極的な取組みが必要である。

県北地方 1.4倍、県中地方 2.8倍、県南地方 2.1倍、
会津地方 1.5倍、南会津地方 1.6倍、相双地方 2.0倍、
いわき地方 2.5倍
(福島県 1.9倍)

このため、県は、関係各課、農林事務所、家畜保健衛生所、農業関係試験研究機関等県内の推進体制を整備するとともに、福島県農業会議、福島県農業協同組合中央会、財団法人福島県農業振興公社、福島県土地改良事業団体連合会等の関係団体及び市町村との連携の下に、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の推進を図る。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を満了する者に対しては、当初計画の達成状況を点検するとともに、その経営のさらなる発展に資するため、新たな計画作成の支援等を重点的に行う。

(1) 利用権設定等促進事業については、第2で示すような経営類型における効率的かつ安定的な経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な経営体への農用地利用の集積を農作業受委託を含めた形で推進する。

ほ場整備実施地区においては、利用権設定を中心に農作業受託を組み合わせながら担い手への農用地の利用集積を促進し、経営体の規模拡大を図る。

また、ほ場条件が未整備であることや担い手不足から土地利用型農業を主体とする経営体の育成が困難である地域においては、生産組織の育成等を図りつつ農作業受委託を中心に効率的な作業単位の形成を進めるとともに、個別経営体については複合化を通じた経営発展を図る。

(2) 農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用の集積を進めるため、農用地利用改善団体の設立と活動を支援する。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、遊休農地の発生防止を含めた有効利用を図

る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地保有合理化事業の実施を促進する事業、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的かつ効果的实施を図る。
- (4) 県農林事務所においては、市町村等地域の関係機関及び団体との連携を進め、地域における支援機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等との連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話し合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な支援を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化及び農業従事の態様の改善のための研修を実施する。さらに、経営の指導を担当する者の養成及び法人の設立・運営に向けた支援の強化等を図る。
- (5) ほ場の大区画化と集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、基盤整備事業等の積極的な導入と集落段階での土地利用調整を推進する。さらには換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

2 県の区域を実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

- (1) 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、財団法人福島県農業振興公社とする。
- (2) 財団法人福島県農業振興公社は、農用地等の中間保有及び再配分機能を活用し、認定農業者等本県農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施するものとする。
 - ア 農用地等を買い入れ、又は借り受けて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）
 - イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付を行う事業（農地売渡信託等事業）
 - ウ 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業（農地貸付信託事業）
 - エ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し、次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農業生産法人出資育成事

業)

(ア) 農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資

(イ) アからウに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等
又は(ア)の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営
の改善に必要な資金の出資

オ 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う新たに
農業経営を営もうとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研
修その他の事業(研修等事業)

財団法人福島県農業振興公社がこれらの事業を実施する場合、市町村における関
係者の合意を踏まえ、市町村を区域として行う農地利用集積円滑化事業の実施主体
との役割分担を明確にし、両者連携の下に実施するものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

(1) 農地利用集積円滑化事業の基本的な推進方針

県は、効率的かつ安定的な経営体への農用地の面的集積に向けて、県内市町村に
おいて農地利用集積円滑化事業の適切な実施が確保されるよう、市町村や関係機関
・団体と連携し、事業の推進を図るものとする。

また、農地利用集積円滑化事業の実施に当たっては、地域の集落段階で実施され
ている農用地利用改善事業と連携した取組を推進する。

なお、農地利用集積円滑化事業の実施主体となる者が見込めない市町村に対して
は、財団法人福島県農業振興公社と連携し、事業の円滑な実施に支障を来さないよう
推進を図るものとする。

(2) 県段階における支援体制

県、財団法人福島県農業振興公社及び福島県農業協同組合中央会は、農地利用集積
円滑化団体の設立、事業実施に必要な指導・助言等を連携して行うものとする。

また、県は、福島県農業会議と連携し、市町村農業委員会と農地利用集積円滑化
団体の連携が図られるよう、必要な助言等を行うものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業の適切な実施を図るための施策

県は、市町村や関係機関・団体と連携し、農地利用集積円滑化団体に対する指導
や情報提供等、本事業の適正かつ円滑な実施を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この基本方針は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成22年3月12日から施行する。

